



国連総会

議題: どこでもドアの実用化に向けた国際ルール作り

スポンサー国: Afghanistan, Belarus, India, Japan, Libya, Mexico, Myanmar, Ukraine, Venezuela

国連総会は、以下を決議する。

<国際移動の権利>

1. 国家の安全を守った上での移動の権利は認識し、どこでもドアを使うことは各国の選択である
2. 国連総会が認めた緊急事態における人道支援のための移動を無制限に認める。
3. 貧弱な中央政府の活性化や支援を行うため、NGOや(管理を行っている国連関係の機関)国際的な機関に関与及び支援を要請する、

<出発地と目的地の制限、出入国の管理>

1. 加盟国に対し、以下のような国際規格に基づき運用して行くことを要求し、
  - a. 移動先の法律を遵守すること
  - b. 軍事目的での利用禁止
2. 各国に対し、国境管理の強化を図ることが重要である国があることを踏まえた上で、各国の協力による過激主義組織の国境横断的な活動の防止が必要であることを確認する
3. 各国に対し締約国会議で、新たに全世界の人々の(どこでもドアの使用に関する協定を結び、その中で個人情報に関する条項を明記し、どこでもドアでの人の行き来をつねに監視できるようにする
4. 決議案の採択という形で国連総会が認めた、緊急事態における人道支援のための、緊急事態と認められた国からの一時的な出国とその国への一時的な入国を無制限に認める。

<全ての国、全ての人へのアクセス保障>

1. 旅行文書、身分証明書の発給に関する最低限の協力を求める
2. 難民などの身分を証明するものがない人は UNHCR の定めた身分証明書第5項にあるように難民であっても身分を証明できるようにするための議論を活発化させるよう求める
3. 人道支援を目的とした人の移動を自由と認める
4. 国同士で経済規模に則って、お金を出し合って、どこでもドアの管理をする
5. どこに「どこでもドアがあるか」を管理する
6. 非常事態において国連の過半数が、賛成すれば、戦争で逃げる人への設置することを許可する
7. いざとなる時に閉ざす権利も持つことを確認する
8. マイクロクレジットの失業者や十分な資金のない起業家、または貧困状態にあり融資可能でない人々を対象とする少額の融資をするように、先進国が発展途上国へ利用料を融資する
9. NGOを中心として、貧しい人々にもどこでもドアを享受できるようにする

<雇用のグローバル化、企業の国際移転に関する対策>

どの企業でも企業が払う税金、また得ることができる賃金の最低基準を定める。その基準を下回る企業のみ、どこでもドアを使用して海外へ流出することが許されるようにする。